

平成 24 年 4 月 9 日  
公認会計士・監査審査会

## 平成 24 年度の審査基本計画及び検査基本計画

公認会計士・監査審査会（以下「審査会」という。）は、監査の品質の確保と実効性の向上を図るため、審査及び検査の基本方針に掲げた視点及び目標を基本として、審査及び検査を実施してきている。

我が国経済は、東日本大震災の影響により依然として厳しい状況にあるなかで、緩やかに持ち直しているものの、欧州の政府債務危機等により、景気が下押しされるリスクが存在する。

また、上場会社を巡る環境が変わる中、公認会計士又は監査法人（以下「監査事務所」という。）においては、企業における企業規模等に応じた会計監査人の交代のほか、新たな法令諸基準等の適用や近時の企業不祥事の発生等、考慮すべき事項が見受けられる。

こうした中で、企業等の財務書類その他の財務に関する情報の信頼性を確保するため、監査事務所が果たすべき役割はますます大きくなっている。

一方で、監査事務所に係る監視・監督の状況についてみると、日本公認会計士協会（以下「協会」という。）の品質管理レビューの結果、限定事項が付された監査事務所は減少傾向を示しているものの、初めて品質管理レビューを受けた監査事務所では、否定的結論になった監査事務所があり、限定事項付結論になった監査事務所も少なからず生じている。また、審査会検査の結果、金融庁長官に対し行政処分その他の措置を講じるよう勧告した、業務運営が著しく不当であると認められる監査事務所もみられる。

以上のような情勢を踏まえ、平成 24 年度において、以下の審査基本計画及び検査基本計画を策定する。

また、これらの基本計画を実施するために必要な審査及び検査の態勢については、高度で多様な専門性を備えた人材の登用に加え、会計・監査に係る国際的な動向等に留意した研修等により人材の育成を進めるなど、一層の充実を図っていく。

## 1 審査基本計画

審査の基本方針に基づき、協会の品質管理レビューに係る報告書等のほか、協会、金融庁の関係部局、業界団体等の関係先との間で、必要な情報を共有する取組みを進めることで、様々な情報を活用し、監査事務所や個別監査業務に係るリスクを的確に把握する審査を行い、以下の監査事務所に対する重点的検証や協会の品質管理レビューの検証を実施する。

### (1) 重点的検証

監査の品質管理について、監査事務所に対してその適切な定着を促す観点から、協会の品質管理レビューの結果を踏まえ、品質管理に関する指摘が広範に認められる監査事務所や自主的な改善を促す必要があると認められる監査事務所における品質管理のシステムの整備状況等について、重点的に検証する。

### (2) 協会の品質管理レビューの検証

協会の品質管理レビューについては、平成15年5月の公認会計士法改正による法定化から3巡目が、平成19年4月の上場会社監査事務所登録制度の導入から2巡目が終了する。

このような状況を踏まえ、品質管理レビューの一層の機能向上により、監査事務所において適切な監査の品質管理の定着がなされ、その結果、監査の品質の向上が図られることが重要であることから、品質管理レビュー制度の適切性を総括的に検証する。

## 2 検査基本計画

検査の基本方針に基づき、検査対象先である監査事務所との双方向の対話を通じ、業務運営上の問題点等の認識を共有し、的確かつ効果的な指摘に努めるとともに、そのために必要な検査班の編成や運用を弾力的に行っていく。

また、検査結果については、検査結果通知書（写し）の監査事務所から協会への提出等を通じて、協会による品質管理レビューの一層の機能向上を促していく。

さらに、検査結果から、参照することが有益であると考えている事項を抽出し、検査指摘事例集等として取りまとめ、説明会等を通じて、協会等の関係先に積極的に発信していく。

### （1）大規模監査法人等に対する検査

上場会社 100 社以上を被監査会社とする監査法人又は常勤の監査実施者が 1,000 名以上いる監査法人については、資本市場における役割や監査監督を巡る国内外の動向等を踏まえ、協会からの報告に係る審査結果に基づき、原則として検査を実施する。

検査に当たっては、監査事務所における品質管理や個別監査業務に関する重要度の高い情報を入手し、これまでの検査結果や海外業務提携先による監視活動等を踏まえ、個別監査業務が抱えるリスクに着目し、当該リスクの所在を的確に分析し検証項目を絞り込むことにより、業務運営上の本質的な問題に焦点を当てたメリハリある検証に務める。

上記監査法人以外で、比較的多数の上場会社を被監査会社としている監査事務所については、協会からの報告に係る審査結果等を踏まえ、必要に応じて検査を実施する。

### （2）中小規模監査事務所に対する検査

中小規模監査事務所については、監査契約の締結、業務管理体制の整備、品質管理レビューに対する改善への取組み等の状況を確認するため、効果的かつ機動的に対応し、協会からの報告に係る審査結果等を踏まえ、必要に応じて検査を実施する。

検査に当たっては、審査会として、新たに品質管理レビューの対象となった監査事務所を含む中小規模監査事務所にみられる、体制に起因して生じる業務運営や品質管理に関する責任といった問題点に留意した検証に努める。

## 3 審査及び検査の事後的な対応

検査結果通知後、一定期間を経過した監査事務所について、必要に応じて、品質管理の状況を確認・検証する。

また、審査及び検査の結果については、監査事務所における自主的な改善だけではなく、全体像を俯瞰して業界横断的な問題点等を検査結果から抽出するような深度ある分析を行い、協会、金融庁の関係部局等の関係先との間で、積極的な意見交換や情報発信等を行うなどして、監査の品質の確保・向上を図っていく。